

高額介護合算療養費、医療費の通知 後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた時、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。役場定住促進課で申請手続きをしてください（対象となる方へ北海道後期高齢者医療広域連合または大雪地区広域連合から申請書をお送りします）。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○支給額が500円以下の場合には支給されません。

自己負担限度額 (1年分の自己負担額の計算期間はその年の8月1日～翌年7月31日)

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
	一般	56万円	
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1. 世帯全員が住民税非課税である方

※2. 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）または老齢福祉年金を受給している方

医療費通知を全受診者へ送付します

これまでは希望者にお送りしていましたが、平成28年9月送付分より全受診者（平成28年1月～6月に受診された方）にお送りします。なお、発行時期は従来の9月と翌年3月に変更ありません。

【例】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H28年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H28年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※確定申告（医療費控除）の際の添付資料としては使用できません。

※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

◆医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目で分かるため、自分の健康状態の把握、健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆さまの健康保持、増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 ☎011-290-5601
大雪地区広域連合 〒071-1423 東川町東町1丁目16番1号 ☎(直)82-3697

大雪地区広域連合の27年度決算概要まとめ

大雪地区広域連合は、平成16年4月から介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療の各制度の中で東川町、美瑛町、東神楽町エリアの保険者として業務を担っています。昨年12月22日に開いた第3回大雪地区広域連合議会定例会で、同27年度の一般会計と3特別会計の決算が認定されました。その決算概要をお知らせします（決算額は四捨五入をしているため、実際の決算額と異なる場合があります）。

【一般会計】

27年度は大雪地区広域連合が保険者として業務を開始し12年目となりました。6人の派遣職員と4人の専任職員で業務を行い、関係町、関係機関と協議を行いながら住民サービスの低下を招くことなく効率的に事務処理を進めました。

【介護保険特別会計】

27年3月に策定した第6期介護保険事業計画（平成27-29年度）に計上した要介護高齢者数の現状と将来推計などを踏まえ、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう円滑な事業運営と給付の実施を進めました。

介護保険料は、介護保険事業計画に基づき第5段階である標準的な年額保険料を69,300円（月額5,775円）としています。介護保険事業準備基金は、27年度中に2,677万円を追加で積み立て、同年度末現在の基金残高は3,160万円となりました。今後の介護保険料抑制のために有効な活用を図ります。

【国民健康保険特別会計】

国民健康保険料は、被保険者の負担軽減と安定化、平準化を図りながら、最少の負担で医療給付が受けられるように料

率を設定しました。住民福祉の向上と公平負担の確保という制度の基本に立ち、3町の被保険者にかかる必要な保険給付費を見込み、健全経営ができるよう関係町と協議を重ね、国民健康保険運営協議会に諮問のうえ決定しました。

療養給付費（費用額ベース）は、27億1,113万円となり、3億4,418万円の余剰金が発生しました。これは医療費全体で予算額を下回ったことなどによるものです。

国保財政調整基金は、27年度中に9,106万円を追加で積み立て、同年度末現在の基金残高は1億3,426万円となりました。今後の国保財政安定化に向けた財源として活用します。

【後期高齢者医療特別会計】

20年度から、老人保健制度に変わって後期高齢者医療制度がスタートしています。北海道後期高齢者医療広域連合が主体となって運営していますが、申請や被保険者証の交付、保険料の徴収事務などは大雪地区広域連合で行っています。

納付された保険料や3町の被保険者にかかる医療給付費の負担分を北海道後期高齢者医療広域連合に納付しています。療養給付費（費用額ベース）は43億4,016万円となっています。

大雪地区広域連合歳入歳出決算額

(万円)

会計区分	歳入決算額	歳出決算額	実質収支額
一 般 会 計	119,667	119,405	262
介 護 保 険 特 別 会 計	297,826	293,631	4,195
国民健康保険特別会計	454,939	420,521	34,418
後期高齢者医療特別会計	75,690	68,775	6,915
合 計	948,122	902,332	45,790

介護給付費の状況

区 分	給付費総額(万円)	受給者数(人)	一人当たり月額給付費(円)
居宅介護サービス等給付費	148,988	1,218	101,935
施設介護サービス等給付費	129,362	363	296,973
合 計	278,350	1,581	146,716

国民健康保険被保険者医療費の動向

後期高齢者医療被保険者医療費の動向

		(円)
一世帯あたり		603,546
一人あたり	全 体	326,406
	前期高齢者	468,357

医 療 費 総 額	43億4,016万円
受 給 者 数	4,741人
一人当たり医療費	91万5,453円

保険料収納状況（現年分）

区 分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
介 護 保 険 料	5億7,289万円	5億7,088万円	0	201万円	99.65%
国民健康保険料	8億8,415万円	8億5,562万円	0	2,854万円	96.77%
後期高齢者医療保険料	2億2,959万円	2億2,906万円	0	53万円	99.77%